

科研費における新型コロナウイルス感染症に関する対応等

令和2年5月28日時点

1. 各種手続きの期限延長等に関する主な対応

(1) 申請手続き等について

- 4月1日付で交付内定を行った研究種目等について、交付申請書の提出期限を1か月延長。

※ただし、延長後の期限までに必要書類を提出することが困難な場合、提出完了予定時期を日本学術振興会に届け出ることで、期限後の提出を認めるなど柔軟に対応。

- 研究成果公開促進費（研究成果公开发表）について、シンポジウム等の準備や開催日の検討が困難な場合には、交付申請を留保できることとし、その場合の交付申請書提出期限を9月11日まで延長。

※交付申請の留保期限は8月28日

- 4月時点で公募中であった研究種目について、応募書類提出期限を延長
 - ・「研究活動スタート支援」については、約3週間延長
 - ・「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B）」については、約2週間延長
- 繰越承認申請に伴う経費を各研究機関から日本学術振興会へ返納する期限を1か月延長

(2) 実績報告等について

- 実績報告書及び実施状況報告書の提出期限を1か月延長

2. 審査に関する主な対応

- 令和2年3月末時点で審査が未了であった一部の研究種目について、当面の間、審査を中断。令和2年度審査においては、「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」の特例を認めることとし、現在、審査の再開に向けて検討中。

(審査が未完了である研究種目)

特別推進研究、基盤研究(S)、挑戦的研究(開拓・萌芽)

3. 情報発信に関する主な対応

- 上述の各種対応に加え、当面必要な手続き等に関するFAQを作成し、日本学術振興会のホームページで公表、随時更新中。
- 文部科学省のホームページにおいても、科研費をはじめとする各種研究費制度における対応状況を集約して掲載するとともに、「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」を掲載。